

津和野町農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」

平成30年3月20日

津和野町農業委員会

第1 基本的な考え方

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号。以下「法」という。）の改正法が平成28年4月1日に施行され、農業委員会においては「農地等の利用の最適化の推進」が最も重要な必須事務として、明確に位置づけられた。

津和野町は、島根県最西端の中山間部に位置し、総面積の9割を山林が占め、高津川と津和野川、そしてその支流が入り組んで小谷をなし、狭小な谷底平野が開け、農地が分散されている。

このような地理的状況のなか、法人を中心とした稲作経営、ワサビ・栗・茶などを絡めた複合経営が主体となっており、それぞれの地域によって農地の利用状況や営農形態が異なっているため、地域の実態に応じた取り組みを推進し、それに向けた対策の強化を図ることが求められている。

特に、中山間部の奥地では、人口減少に伴う後継者不足と遊休農地の増加、鳥獣被害の拡大が進んでおり、その発生防止・解消が急務となっている。

一方、比較的平地の多い地域においても、農業従事者の高齢化と後継者不足により、遊休農地の発生が懸念されており、法人を中心とした担い手への農地中間管理事業を活用した農地の集約化に取り組んでいく必要がある。

以上のような観点から、法第7条第1項に基づき、農業委員と農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）が連携し、「農地等の利用の最適化」が一体的に進んでいくよう、津和野町農業委員会の指針として、具体的な目標と推進方法を以下のとおり定める。

なお、この指針は、農業委員及び推進委員の改選期である3年ごとに検証・見直しを行う。

また、単年度の具体的な活動については、「農業委員会事務の実施状況等の公表について」（平成28年3月4日付け27経営第2933号農林水産省経営局農地政策課長通知）に基づく「目標及びその達成に向けた活動計画」のとおりとする。

第2 具体的な目標と推進方法

1. 遊休農地の発生防止・解消について

(1) 遊休農地の解消目標

| | 管内の農地面積(A) | 遊休農地面積(B) | 遊休農地の割合(B/A) |
|------------------|------------|-----------|--------------|
| 現 状 (平成29年3月) | 1,164.6 ha | 38.1ha | 3.27 % |
| 目 標 (平成33年3月) | 1,000.0 ha | 23.0 ha | 2.3 % |

※管内農地面積は、農地台帳及び農業委員会が行う農地利用状況調査から集計（管内農地面積＝優良農地＋再生利用可能な農地＋再生利用困難な農地）

(2) 遊休農地の発生防止・解消の具体的な推進方法

ア 農業委員と推進委員が連携し、農地法第30条第1項の規定による利用状況調査、年間を

通じた農地パトロールの実施により遊休農地等の早期発見に努める。

イ 農地所有者、農業者からの情報収集及び農地法第32条第1項の規定による利用意向調査の実施により遊休化のおそれがある農地の把握に努め、農地中間管理機構や関係機関と連携して農地の利用関係の調整を図る。

ウ 利用状況調査と同時に実施する「荒廃農地の発生・解消状況に関する調査」によって、B分類（再生利用困難）に区分された荒廃農地については、現況に応じて「非農地判断」を行い、守るべき農地を明確化する。

2. 担い手への農地利用の集積・集約化について

(1) 担い手への農地利用集積目標

| | 管内の農地面積(A) | 集積面積(B) | 集積率(B/A) |
|------------------|------------|----------|----------|
| 現 状 (平成29年3月) | 947.9 ha | 315.0 ha | 33.23 % |
| 目 標 (平成33年3月) | 938.0 ha | 324.0 ha | 34.54 % |

※管内農地面積は、農地台帳及び農業委員会が行う農地利用状況調査から集計（管内農地面積＝優良農地＋再生利用可能な農地）

(2) 担い手への農地利用の集積・集約化に向けた具体的な推進方法

ア 町、農地中間管理機構及び関連機関と連携し、復元可能な遊休農地、高齢農家等の農地、貸し付けを希望する農地についてリスト化を行い、農地の出し手と担い手の意向を踏まえたマッチングを行う。

イ 中山間地域等の農地の区画・形状が悪く、受け手が少ない又は受け手がない地域では、農地中間管理機構による簡易な基盤整備事業の活用と併せて集落営農の組織化・法人化、新規参入の受入れを推進するなど、地域に応じた取り組みを推進する。

ウ 農地利用集積計画による利用権設定や農地中間管理事業の積極的な周知に努める。

3. 新規参入の促進について

(1) 新規参入の促進目標

| | 新規参入者数 | 新規参入者取得面積 |
|---------------|--------|-----------|
| 現 状 (平成29年3月) | 8経営体 | 3.3 ha |
| 目 標 (平成33年3月) | 14経営体 | 12.0 ha |

※現状については、平成26年度から平成28年度までの新規参入経営体数とし、以下累計とする。

(2) 新規参入の促進に向けた具体的な推進方法

ア 町及び関係機関と情報を共有化し、新規参入者の発掘に努める。

イ 新規参入者の耕作する農地について、農地の出し手との調整を図ると共に、地域の受入条件の整備に努める。また、参入後の定着を図るため、継続的な支援に努める。

ウ 農業委員会の区域内において高齢化等により農地の遊休化が深刻な地域について、農地の下限面積に別段の面積を設定して新規就農等を促進する。